

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年六月二十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇百二十七 (略)</p> <p>百二十八 (略)</p> <p>百二十九 ダリナパルシン及びその製剤 (略)</p> <p>百三十 (略)</p> <p>百三十一〇百六十五 (略)</p> <p>百六十六 (略)</p> <p>百六十七 ピミテス[°]ピブ及びその製剤</p> <p>百六十八 (略)</p> <p>百六十九〇二百三十八 (略)</p>	<p>一〇百二十七 (略)</p> <p>百二十八 ダラツムマブ及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>百二十九 (+)ニ[°]デオキシ[°]ニ[°]ニ[°]ジフルオロシチジン (別名 ゲムシタビン)、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>百三十〇百六十四 (略)</p> <p>百六十五 ニ[°]〔四[°]〕〔三S〕[°]ピペリジン[°]三[°]イル[°]フエニル[°]ニ[°]H[°]インダゾール[°]七[°]カルボキシアミド[°]一[°]〔四[°]メチルベンゼンスルホン酸塩〕 (別名ニラパリプトシル酸塩) 及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>百六十六 ピラルビシン、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>百六十七〇二百三十六 (略)</p>